

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う中小企業等への  
独自支援策の実施について

<市長コメント>

「新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う中小企業等への  
独自支援策の実施について」お知らせします。

「新型コロナウイルス感染症」の影響による経済状況の急激  
な悪化に伴い、中小企業、小規模事業者の経営がひっ迫してい  
る状況を踏まえ、今回、新たに1つの事業と既存事業に対する  
補助金額の増額を実施することにいたしました。

一つ目は「感染予防対策の実施に対する助成」です。

市内の経済活動の活性化を図るため、「新たな生活様式」に  
対応することを目的に、新型コロナウイルス感染症を予防する  
取り組みを行った事業者の方へ、感染防止対策に要した経費の  
4分の3、1事業者上限10万円。複数の店舗等を所有し、感  
染防止対策を実施している場合は、最大20万円を助成するも  
のです。

対象となる業種を営む事業者は、道路旅客運送業、小売業、  
飲食店、理美容業などの不特定多数の方を顧客としている事業  
所としております。

二つ目は「事業者経営持続化助成金の助成額の増額」です。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動への影響が長期化しており、経済状況の回復に時間を要することが見込まれるため、助成金支給額を10万円増額し、1事業者あたり20万円とすることで、経営状況の改善、事業の継続と雇用維持を図るものです。

なお、既に助成金の支給を受けた方は、新たな手続きを不要として、以前に申請のあった金融機関口座へ追加で10万円を支給します。

また、「拡大防止協力金の申請期限」について、お知らせいたします。

この協力金は、宮城県の休業要請又は協力依頼に応じて、ご協力いただいた事業者の方へ支給するものでありますが、申請期限が8月31日となっておりますので、休業要請や協力依頼の対象となっている事業者の方は早めに申請されるようお願いいたします。

以上、これまでの事業に加え、新たな本市独自の支援策につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策の新たな生活様式」への取り組みを支援するため、この困難を乗り越えようと奮闘している市内中小企業者や個人事業主の皆様にも少しでもお役に立てられるよう実施してまいります。